

ヤングケアラー 連携支援マニュアル

～子どもが子どもらしく暮らせる
【あたたかい京都】の実現をめざして～

令和4年11月（第1.0版）

京都府ヤングケアラー総合支援センター

目 次

1 はじめに	1
2 ヤングケアラーとは	2
3 ヤングケアラーの実態について	4
4 京都府ヤングケアラー総合支援センターについて	8
5 ヤングケアラーの支援について	9
① 支援までのフローについて	9
② ヤングケアラーに気づくポイントについて	12
③ ヤングケアラーへのサポートについて	14
④ ヤングケアラー支援のための連携について	15
⑤ 個人情報について	16
⑥ ヤングケアラー支援のために気をつけること	17
<参考資料>	
アセスメントシート	19

1 はじめに

少子化や高齢化の進展、さらに、働き方や家族の形が多様化する中、これまで潜在していた問題や課題が明らかになっており、特に、大人が担うようなケアや家事、家族の世話など、年齢に見合わない重い責任や負担を背負い、学業や友だちづきあい、自身の健康などに様々な不安や悩みを抱えている「ヤングケアラー」と呼ばれる子ども・若者の姿が明らかになってきました。

「ヤングケアラー」は家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、周囲の大人のみならず、子ども自身や家族もそのしんどさに気づいていない、誰にも相談出来ない状態があることが国などの調査から見えてきました。

京都府では、ヤングケアラーについて多くの方に知っていただき、子どもたちが困った時には気軽に相談して SOS を出せる窓口として令和4年4月に「京都府ヤングケアラー総合支援センター」を開設いたしました。

子どもたちが抱える問題を解決するためには、子どもたちの身近なところで多機関が連携し、ひとりひとりの子どもの状況にあわせたきめ細かな寄り添い支援をすることが必要であると考えられることから、この度、ヤングケアラー連携支援マニュアルを策定することといたしました。

ご一読いただき、支援の参考にしていただければ幸いです。なお、本マニュアルは第1.0版となりますが、今後の支援の実施状況等を踏まえ、隨時改訂して参ります。

また、ヤングケアラーへの支援については、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」（令和4年3月有限責任監査法人トーマツ）も参考にしてください。（以下「国マニュアル」と記載します）

2 ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」について、法律上の定義はありませんが、厚生労働省のホームページでは「一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。

子どもの定義について、子ども・子育て支援法では「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」ですが、地方自治体等の実態調査では18歳未満を対象として調査をされることが多いようです。

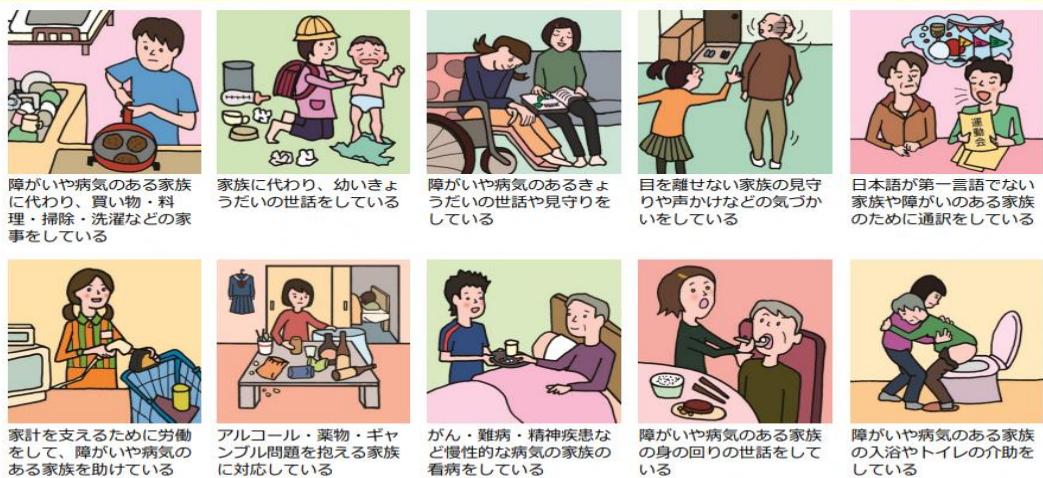
しかしながら、18歳以上の若者であっても、ヤングケアラーあるいは元ヤングケアラーとして依然として困難を抱えている実態があることから、京都府ヤングケアラー総合支援センターでは年齢で制限を設けず、子ども・若者からの相談を受けています。

支援の対象とするヤングケアラーが行っているケアについては、高齢者や障害者の介護をはじめ、きょうだいのお世話や見守り、病気や生活上の困難を抱える父母の感情面でのサポート、買い物や食事の用意などの家事等々、幅広い内容を含むと考えています。併せて、ケアを日常的に行っている、あるいは制度利用の判断などの重い責任を担っているなど、子ども・若者自身の負担感や権利が侵害されていないかという視点からも、総合的に考えることが必要です。

具体的なヤングケアラーの例については、右図（一般社団法人日本ケアラー連盟「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」）を参考にしてください。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラーとお手伝い

きょうだいの世話や家事などは、「昔はみんなやっていた」「お手伝いであって、問題視するようなものではない」と感じる方もいらっしゃるでしょう。ヤングケアラーなのかどうか考えるときに、それが子ども自身に大きな負担になっていないか、ケアをすることで通学やクラブ活動、友達との交流等を制限されないか、などを考えて見てください。また、家事やケアの役割や責任の全てを子どもが担っていないかという点も含めて判断いただければと思います。

たまたま保護者の帰りが遅い日に、兄が保育園に迎えに行く、その事は保護者から保育園に伝えられている、用意されている夕食を子どもだけで食べる日もある、というような場合、どうでしょうか？

このように家族の助け合い、家庭の中での役割を果たすことで子ども自身のプラスの経験となる場合もあります。子どもにとってどうかという点も勘案してください。

3 ヤングケアラーの実態について

◎ヤングケアラーの実態（国調査から）

要保護児童対策地域協議会、子ども本人、学校を対象とした初めての全国規模の調査研究の報告書が令和3年に公表され、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果が示されました。

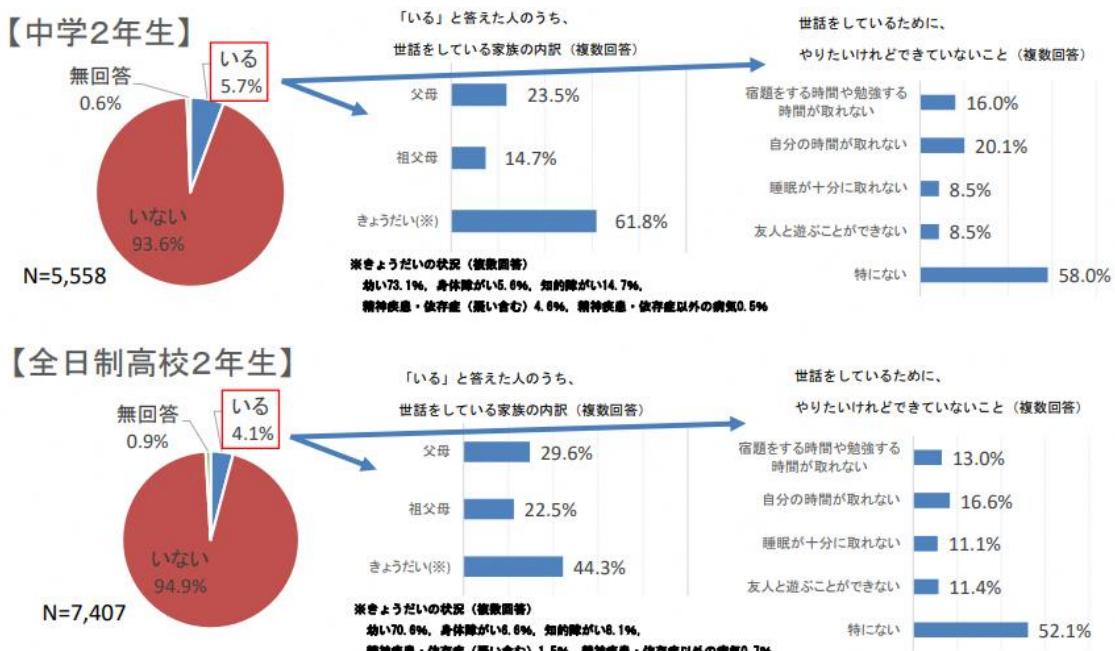
世話をしている家族が「いる」と回答した子どものうち、世話をしていても自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」していると回答した生徒は3～6割程度、一日平均7時間以上世話をしていると回答した中高生が1割程度存在するという結果でした。

また、本人にヤングケアラーという自覚がない場合も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況が窺えます。

◎ヤングケアラーの実態に関する調査研究

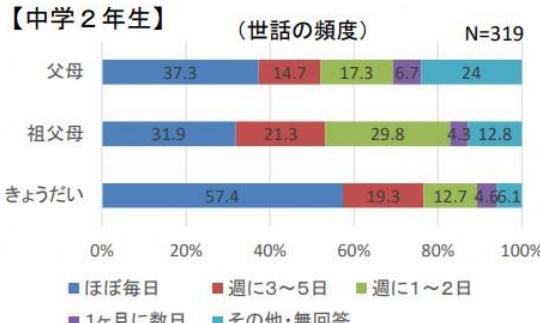
（令和3年3月　三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）

- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

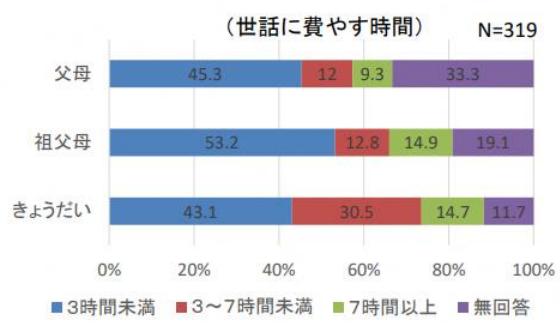


- 世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3~6割程度となっている。
- 平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度いる。

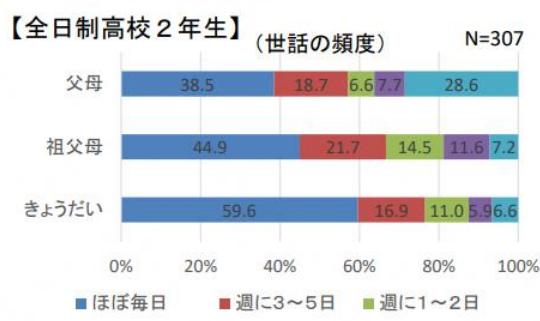
【中学2年生】



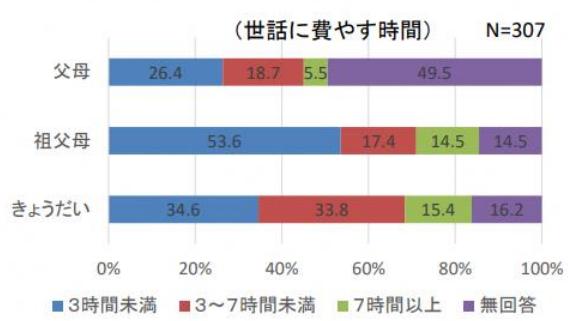
(世話に費やす時間) N=319



【全日制高校2年生】(世話の頻度)



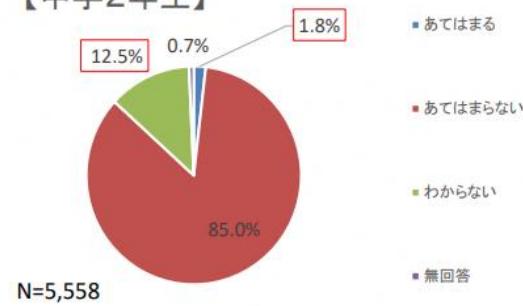
(世話に費やす時間) N=307



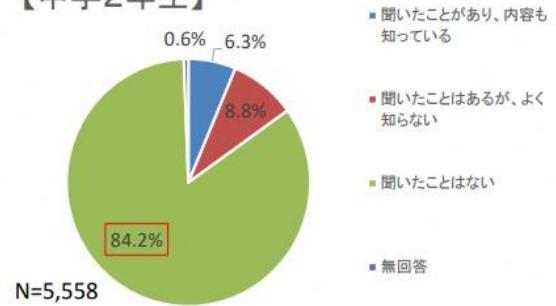
- ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、わからないとした子どもが1~2割程度

- ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いたことはない」と回答したのは、8割を超えた。

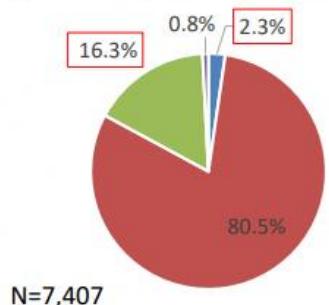
【中学2年生】



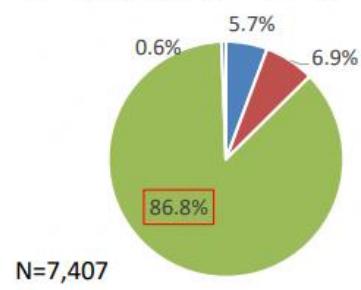
【中学2年生】



【全日制高校2年生】



【全日制高校2年生】



◎ヤングケアラーの実態（京都府の調査から）

京都府においても、令和3年度に関係支援者やひとり親世帯を対象にした実態調査を実施しました。

その結果、一定数のヤングケアラーの存在が明らかになり、また、幼いきょうだいの世話や家事を担うひとり親家庭のヤングケアラーへの支援についても対応が求められていることが分かりました。

また、子どもたちや周囲の大人等に対し、広くヤングケアラーの認知度を高めていくとともに、専門対応体制を構築し、早期発見により孤立を防ぎ、福祉施策等と連携して支援につなげる仕組みづくりが必要と考えられます。

① 支援者への調査

（民生児童委員、ケアマネジャー、障害者の指定相談支援事業所、保育園、学校）

- ・概ね1割以上の支援者がヤングケアラーを把握。
- ・ヤングケアラー支援に必要な取組として、ヤングケアラー自身への広報啓発や、学校と福祉の連携をあげる声が多い。

※1つの配布対象から複数回答あり

対象	調査先	対象数	回答数	ヤングケアラーあり
見守り対象者	単位民生児童委員協議会代表者	112	121	12 9.9%
高齢者世帯	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター	379	192	27 14.1%
障害者世帯	指定相談支援事業所	124	52	15 28.8%
共働きの子育て世帯等	公立保育所・認定こども園、放課後児童クラブ、児童館、私立保育所・認定こども園	518	243	30 12.3% (きょうだいによるお迎え)
府内公立学校	小学校、中学校、義務教育学校、府立学校 (中学校、高等学校、特別支援学校)	355	198	98 49.5%
合計		1,488	806	—

◎ヤングケアラー支援に必要な取組み（主なもの）

- ・自らの状態が相談できる状態であることをヤングケアラーが知ること
- ・家族の介護や療養上の世話に関して相談できることをヤングケアラーが知ること
- ・介護・福祉サービスに関する情報を、ヤングケアラーや家族が得られること
- ・学校生活や仕事で困ったことがあるときに相談できる支援機関を、ヤングケアラーが知ること
- ・学校のケース会議に、まなび・生活アドバイザーや福祉機関関係者が参加すること

② ひとり親への調査

- ・約1割が家族の世話をしており、中高生全体（4～6%）と比べ高い傾向
- ・世話の相手は兄弟姉妹が半数以上
- ・また、3割以上は日常的に家事をしている。

対象：府内（京都市除く）の母子父子世帯（6,556世帯）、回答数：2,210世帯（33.7%）

主な項目	家事		家族の世話	
	人数	割合	人数	割合
子どもが日常的に家事・家族の世話をしている	806	36.5%	205	9.3%
内 容	家事全般 金銭管理・諸手続	283 12	35.1% 1.5%	
	身の回りの世話 介護 通院や外出の付添い			133 12 9
				64.9% 5.9% 4.4%
頻 度	ほぼ毎日 週に3～5日 週に1～2日	244 200 201	30.3% 24.8% 24.9%	84 42 45
	3時間未満 3～7時間 7時間以上	732 6 1	90.8% 0.7% 0.1%	181 7 1
1日あたりにかける時間	父母 祖父母 兄弟姉妹			28 47 119
世話をしている相手				13.7% 22.9% 58.0%
家事・家族の世話をしていない	1,363		1,803	
無回答	41		202	
計	2,210		2,210	

4 京都府ヤングケアラー総合支援センターについて

設立 令和4年4月28日
場所 京都テルサ（京都市南区）東館2階
運営 （福）京都府母子寡婦福祉連合会
体制 センター長：京都府家庭支援課参事
副センター長：ひとり親センター所長兼務
コーディネーター：2名
相談員：2名（1名は兼務）
開設日 毎週月曜日～土曜日
電話相談 10:00～18:00 TEL 075-662-2840
メール相談 ycarer@pref.kyoto.lg.jp
ホームページ <https://hitorioya.kyoto/ycarer/>



<センターの主な取り組み>

① ヤングケアラーへの相談支援

悩み事があるが身近に相談できる人がいない。どこに相談していいかわからぬ。とにかく誰かに話を聞いて欲しい。という子どもたちの相談を受け、どのようなサポートが必要か考え、支援につなぎます。関係機関や団体からの相談もお受けし、解決に向けてともに考えます。

② 広報啓発

啓発用チラシやリーフレット等の作成、ホームページ等による周知を行います。

③ 関係機関とのネットワーク構築

関係機関とのネットワーク会議や研修を実施し、関係者の顔の見える関係作りに取り組みます。

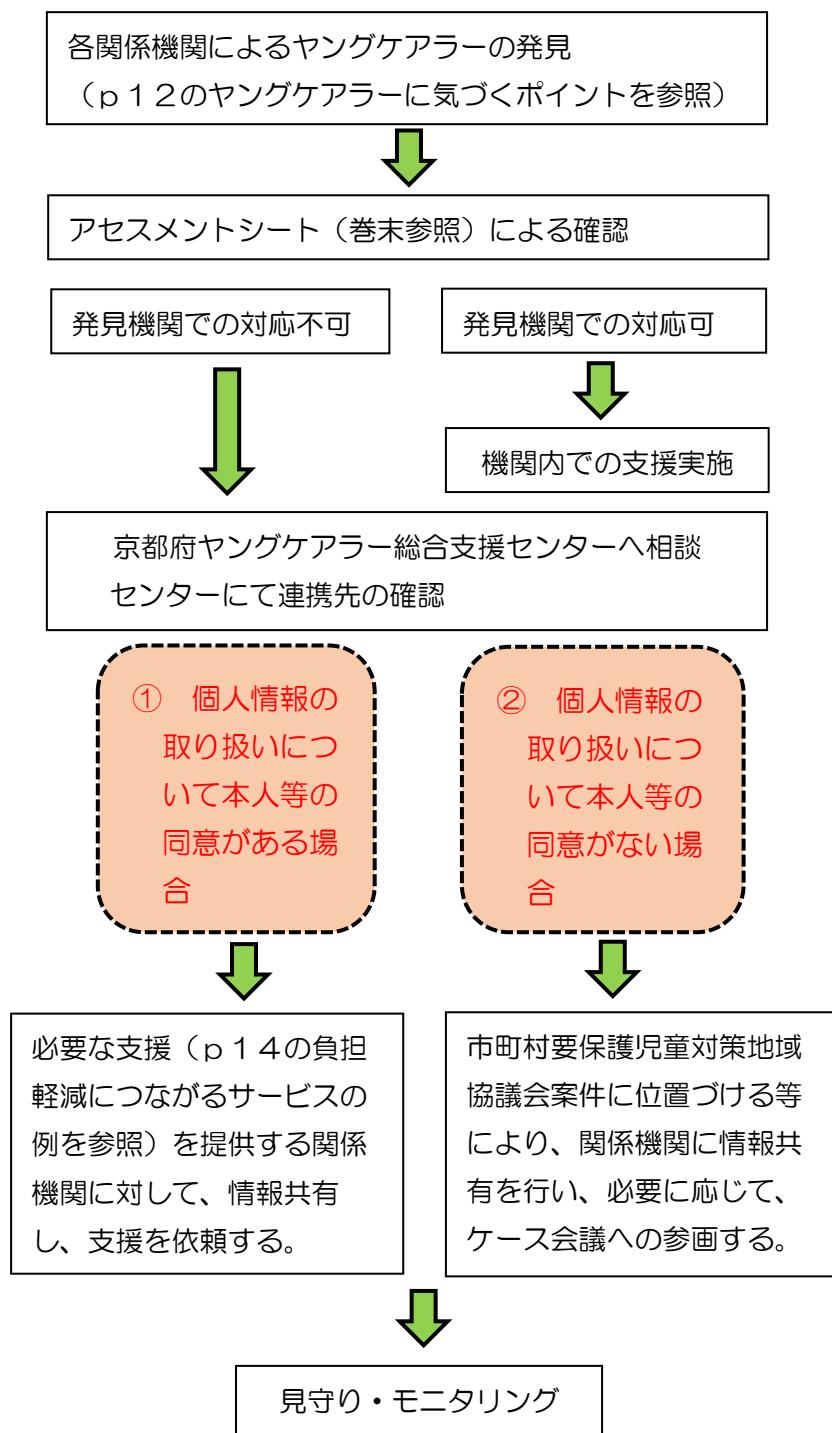
④ オンラインコミュニティの開設・運営

子どもたちが気軽に参加できるよう、オンラインでの交流の場を作ります。支援団体や当事者の声を聞きながら運営します。

5 ヤングケアラーの支援について

① 支援までのフローについて

●一般的な流れ



●学校での流れ

学校関係者については、子どもと日頃接する時間が長く、ヤングケアラーへの支援に果たす役割は大きいと考えられます。

① 日頃から支援に係る研修を行い、ヤングケアラーについての理解を深める。

② 学校でヤングケアラーではないかと気づいた場合

(例) 児童生徒からの直接の訴え、登校状況、学校での様子、クラブ活動、成績の変化、健康状態等からヤングケアラーではないかと気がついた場合

③ 学校内で把握されている情報を共有する。

<状況により相談>

④ SSW と連携し、アセスメントを行う。

場合によっては、本人への聞き取りを行う。

京都府ヤングケアラー
総合支援センター

※相談した場合の
流れは次頁参照

⑤ 校内でケース会議を行う。アセスメントとプランニングをより確かなものにし、支援の方向性を定める。

⑥ 必要な支援を行う。

・校内で日常の関わりによるサポートする。

・SSW と連携しながら各市町の福祉部局へ相談・連携する。

<京都府ヤングケアラー総合支援センターに相談をする場合>

ヤングケアラーではないかと気づいた学校
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと
校内で情報共有・連携・役割分担して児童生徒から聞き取り

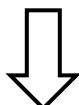


連絡・相談

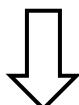
京都府ヤングケアラー総合支援センター

A 相談内容について、外部関係機
関につないだ方が良い場合

B 相談内容について、大きな問題
がない場合



① 個人情報の
取り扱いにつ
いて本人等の
同意がある場
合



② 個人情報の
取り扱いにつ
いて本人等の
同意がない場
合



学校で日頃の関わりの
中でサポート



各市町の福祉部局と情
報共有



ヤングケアラー総合支援センター
必要な支援（p14の負担軽減につ
ながるサービスの例を参照）を提供
する関係機関に対して、情報共有
し、支援を依頼する。

学校が各市町の福祉部局へ相談・連携



市町村要保護児童対策地域協議会に位
置づける

* と は
ヤングケアラー総合支援センター
の動き

② ヤングケアラーに気づくポイントについて

ヤングケアラーの問題は家庭内の問題であり表に出にくいと言われています。しかし、少しの違い・変化に気づく、視点を変えるなどから見えてくる事があります。国マニュアルの「きっかけの例」を参考に状況を把握しましょう。

通番	分野（場所）等	きっかけの例
1	教育・保育 (学校、保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である ✧ 遅刻や早退が多い ✧ <u>保健室で過ごしていることが多い</u> ✧ 提出物が遅れがちになってきた ✧ 持ち物がそろわなくなってきた ✧ しっかりしすぎている ✧ 優等生でいつも頑張っている ✧ 子ども同士よりも大人と話が合う ✧ 周囲の人に気を遣いすぎる ✧ 服装が乱れている ✧ 児童・生徒から相談がある ✧ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている ✧ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない ✧ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある
2	高齢者福祉 (高齢福祉事業所、地域包括支援センター、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ✧ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> ✧ 日常の家事をしている姿を見かけることがある

通番	分野（場所）等	きっかけの例
3	障害福祉 (障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター・相談支援事業所、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ✧ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> ✧ 日常の家事をしている姿を見かけることがある
4	生活保護、生活困窮 (福祉事務所、生活困窮者自立支援機関、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ✧ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> (生活保護担当職員による対応時等) ✧ <u>家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる</u>
5	医療 (病院、診療所、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ✧ <u>家族の付き添いをしている姿を見かけることがある</u> (平日に学校を休んで付き添いをしている場合等) ✧ 来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い ✧ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> (往診時等)
6	地域	<ul style="list-style-type: none"> ✧ <u>学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある</u> ✧ 毎日のようにスーパーで買い物をしている ✧ 每日のように洗濯物を干している ✧ 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している ✧ 民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する ✧ 子ども食堂での様子に気になる点がある

ヤングケアラーと地域でのサポート

ヤングケアラーである子どもたちの中には、学校に遅刻したり、欠席がちになる子もいます。また、介護のために学校を早退したり、クラブ活動をせず早めに帰宅したりする子もいるようです。

子どもたちが学校にいる時間帯に家庭に居て家事をしていたり、買い物や通院の付き添いをしている様子を見かけることがあれば、ヤングケアラーなのかもしれない少し注意をして見てあげてください。

それが頻繁に見られるようでしたら、何か手助けが必要ではないか、くたびれていないか、身近な地域の方から子どもに声かけをしていただければと思います。民生児童委員や、地域の福祉委員をはじめ、子どもの居場所、子ども食堂でのボランティア、スーパー・コンビニの店員、訪問介護員、ケアマネ等もヤングケアラーに「気づき」「つなぐ」「見守る」役割を分担していただけるよう、働きかけることが望されます。

ヤングケアラーと家族支援

ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合、御本人や御家族が現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要になります。

御本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまう行き違いを防ぎ、信頼関係を築くことになります。

御本人と御家族の思いや希望が異なることがあるかもしれません。その場合においても、御家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーである子どもを中心とした支援はどのようなものかをご検討ください。

また、意思確認は、連携前の段階に限って一度だけ行うというものではありません。支援を続けて行く中で、必要に応じて繰り返し行い、御本人や御家族の状況や意思を確認することが大切です。

③ ヤングケアラーへのサポートについて

ヤングケアラー本人への直接的なサポート制度はまだ限られており、既存の制度・施策からヤングケアラーの負担軽減につながるようなサービス（下記参照）を探し、組み合わせて利用を勧める事になります。単独の部署で完結することは少ないため、多機関連携・多職種連携が重要です。

介護保険制度、障害者支援制度、児童福祉制度、生活保護制度、福祉貸付等多くの制度・サービスがあります。しかしながら、子どもには直接情報が届いていないと思われますので、福祉事務所や社会福祉協議会等の情報誌の提供、ホームページでの周知、窓口を案内する、等の工夫が必要です。

実態調査ではきょうだいの迎えや世話、見守りの割合が高い傾向でしたので延長保育、放課後児童クラブ、児童館、放課後等デイサービス、ファミリーサポートセンター等の活用が考えられます。その他にも、「子どもの居場所」や「子ども食堂」などの情報提供も望まれます。

ヤングケアラーへの調査や聞き取りからは、学習支援や話を聴いてもらえる場、同じような経験をした仲間との交流などを希望する声がありました。

京都市内では（公財）京都市ユースサービス協会が「いろはのなかまたち」としてヤングケアラーの集いを開催したり、各区の青少年活動センターでのユースサービスが行われたりしています。また、近畿を始め全国的に活動しているヤングケアラー、元ヤングケアラーの当事者組織があり、定期的にオンラインでの交流の場が設けられています。

負担軽減につながるサービスの例

きょうだいの世話をしている場合 ファミリー・サポートセンターの利用

保育所の利用調整等

学習支援が必要な場合

教育支援センターや子どもの居場所

フリースクール等の利用

ケアの対象者に障害がある場合

居宅介護の利用、施設入所等

共感できる相手を求めている場合

ヤングケアラー同士のピア・サポート

オンラインコミュニティ

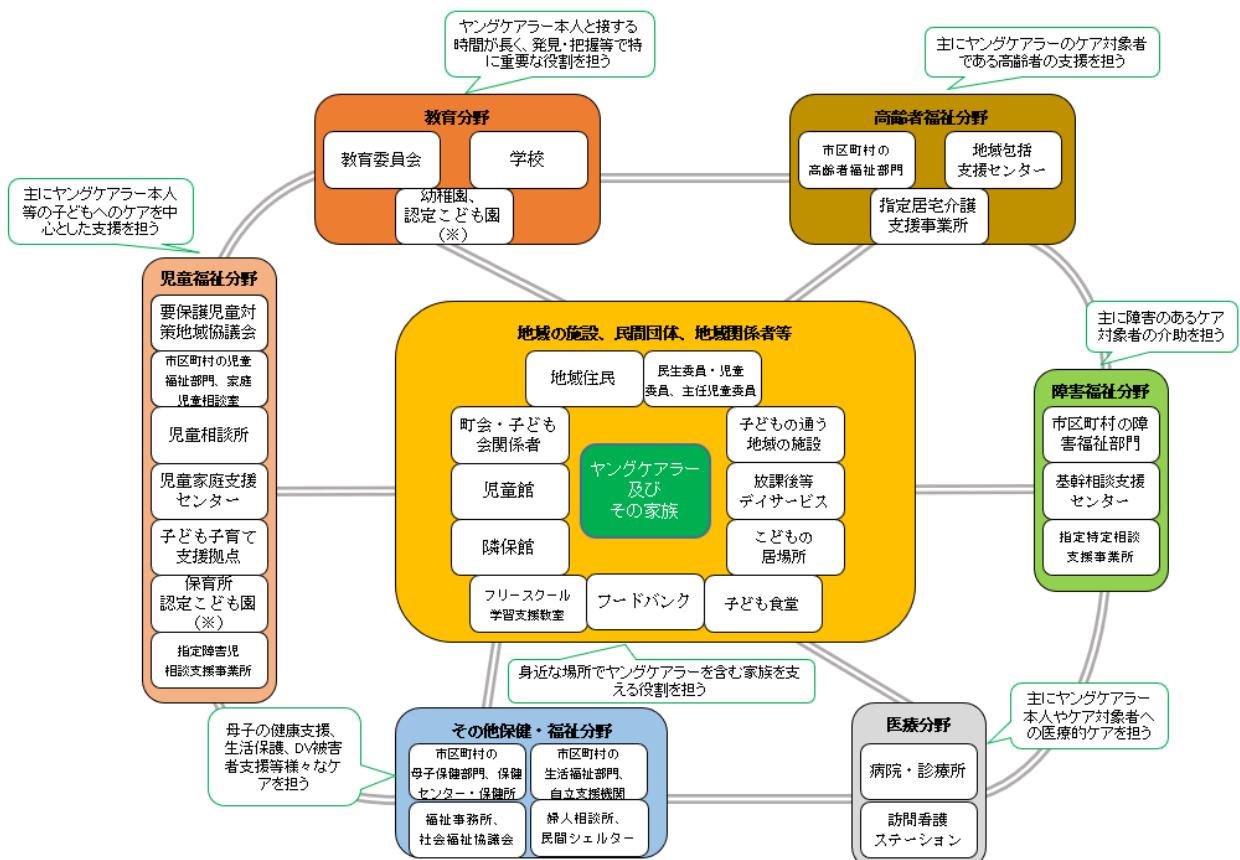
④ ヤングケアラー支援のための連携について

ヤングケアラーの支援に際して、御本人や御家族が様々な課題を抱えている場合、関係する機関・部署・団体等が連携して関わる必要があります。(下記国マニュアル図を参照)

市町村により、関係機関等の状況が異なりますので、ヤングケアラーの窓口となる部署を中心に、連携のとりまとめ役となる部署を決め、必要に応じて個別のケース会議を行うなどし、情報共有と具体的な支援内容および役割分担を明確にします。

京都府においても、ヤングケアラー支援ネットワーク会議を地域ごとに開催し、地域内のヤングケアラー支援に係る関係機関等が集まり、ヤングケアラーの発見や支援の方法について、関係者同士で情報共有することを通じて、支援に向けたノウハウの蓄積と、相互に顔の見える関係を構築していきます。

ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関 (国マニュアルをもとに作成)



*認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる

⑤ 個人情報について

ヤングケアラーへの支援を行う場合、ヤングケアラー御本人やその御家族の個人情報を共有する必要が出てきますが、その際、情報共有の前提として御本人や御家族の同意が必要になります。

ヤングケアラーの多くは未成年者であり、保護者の同意が必要ですが、保護者から理解を得て同意をいただくことが困難であることも想定されます。

多機関が関わってサポートすることのメリットを丁寧に説明し理解していくことがその後の支援実施においても有効です。

同意いただけた場合は「同意書」を書いていただくことも良いでしょう。

「同意がないので、情報は出せません」と他機関から言われることもあるかもしれません、子どもに速やかなサポートが必要な場合などは市町村要保護児童対策地域協議会において取り扱うことで個人情報を含めた情報共有が可能と整理できます。

個々の案件の状況に応じて、例えば、子どもの養育が不適切なケースであれば「要保護児童」として、あるいは現実の問題は生じていなくとも、家族外からの支援が必要な場合は「要支援児童」として、市町村要保護児童対策地域協議会のケースと位置づけることが想定されます。

ヤングケアラーと児童虐待

子どもが家庭内でケアや見守りをしている事で日々の生活や学習に支障が出ている場合、児童虐待（ネグレクト）が疑われる事があります。また、過酷なケアや家族からのキツい声かけ、自分の自由な時間がない等から精神的にしんどい状態になった場合も児童虐待（心理的虐待）と考えられる事もあります。

子どもの状況について関係機関で共有・検討いただきながらでは、児童虐待としての対応が必要な場合もありますので、市町村要保護児童対策地域協議会や場合によっては児童相談所、警察への通告も視野に対応をご検討ください。

しかしながら、同時に子どもの一時保護や施設・里親への措置が子どもにとって最善の利益であるかどうかという点も、合わせて判断してください。

⑥ ヤングケアラー支援のために気をつけること

多機関が連携して支援を行う際の支援のあり方・姿勢について、国マニュアルにおいて「連携支援十か条」としてとりまとめられていますので、参考にしてください。

連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけ、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

ヤングケアラーと就学・進学

ヤングケアラーは家族のケアのために学校に行けなかったり、疲れ・睡眠不足から授業に集中できない、居眠りをしてしまう、などの様子が見られることが実態調査からわかつてきました。

また、御家族の介護や家計を助けるために、アルバイトや就職をし、進学の夢を断念する、修学旅行の参加をあきらめる、といったこともあります。

実態調査では子ども自身から学習のサポートを望む声があがっていました。

こどもの日々の学校での様子や進路面談で子どもの所属する学校では注意していただいているが、その他、奨学金等の利用状況や就職活動の様子などから気になる事があれば、子ども自身の気持ちを十分に聴き取り、福祉制度や就学支援制度を活用し、夢が叶うようなサポートが望されます。

ヤングケアラーと就職

長年に渡る家族のケアから、就職の機会を逃してしまったり、ケアにあてる時間を確保するために正規職員ではなく、非正規・短時間の仕事を選ばざるを得ないことがあります。

福祉サービスを調整したり、職場の介護休暇制度を活用する、資格取得をサポートしたりするなど、子ども自身の安定した将来設計が出来るよう、多方面からのサポートが望されます。

京都ジョブパークには多様な就労支援のコーナーがあり、新卒だけではなく、転職や就労準備のサポートも実施されていますので、利用を勧めてください。

0. 子ども本人の基本情報

性別 男 女 その他 ()

年齢 () 歳

要対協登録 種別

初回作成日 年 月 日

最終更新日

ヤングケアラーとは

「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか → 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

① 健康に生きる権利	
<input type="checkbox"/> 必必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない	★
<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある	★
<input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	
<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている	
<input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている	
<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた	
<input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた	
<input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない	
<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）	
<input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない	
<input type="checkbox"/> 虫歯が多い	
<input type="checkbox"/>	

② 教育を受ける権利	
<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校	★
<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い	★
<input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い	★
<input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
<input type="checkbox"/> 学力が低下している	
<input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い	
<input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
<input type="checkbox"/> 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない	
<input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い	
<input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い	
<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
<input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い	
<input type="checkbox"/> クラスマイトとのかかわりが薄い、ひとりでいることが多い	
<input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	

③ 子どもらしく過ごせる権利	
<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない	★
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している	★
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている	★
<input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける	
<input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い	
<input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない	
<input type="checkbox"/>	

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

① 家族構成（同居している家族）	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親
<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> きょうだい（ ）人	<input type="checkbox"/> その他（ ）
② サポートが必要な家族の有無とその状況	
<input type="checkbox"/> 特にいない	
<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い
<input type="checkbox"/> 障害がある	<input type="checkbox"/> 親が多忙
<input type="checkbox"/> 疾病がある	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい
<input type="checkbox"/> 精神疾患（疑い含む）がある	<input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い
<input type="checkbox"/> 日本語が不自由	<input type="checkbox"/> その他（ ）
③ 子どもが行っている家族等へのサポートの内容	
<input type="checkbox"/> 特にしていない	
<input type="checkbox"/> 身体的な介護	<input type="checkbox"/> 生活費の援助
<input type="checkbox"/> 情緒的な支援*	<input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行
<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与
<input type="checkbox"/> 通訳（日本語・手話）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

① 子どもがサポートしている相手	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親
<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> きょうだい	<input type="checkbox"/> 家族全体
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/>
② 子ども自身がサポートに費やしている時間	
1日	時間程度
③ 家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか	
<input type="checkbox"/> いる	→ 誰か：
<input type="checkbox"/> いない	

* 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話などを聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

① 子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか	
<input type="checkbox"/> 認識している	
<input type="checkbox"/> 認識していない	
② 家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか	
<input type="checkbox"/> 話せている	→ 誰に：
<input type="checkbox"/> 話していない	
③ 子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか	
<input type="checkbox"/> いる	→ 誰か：
<input type="checkbox"/> いない	
④ 子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）	